

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 補助金等の交付の申請及び決定等(第5条—第13条)
- 第3章 補助事業等の遂行等(第14条—第18条)
- 第4章 補助金等の請求等(第19条・第20条)
- 第5章 補助金等の返還等(第21条・第22条)
- 第6章 雑則(第23条—第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益上の必要から市以外の者が実施する事業に要する経費に対し、市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 補助金等に関しては、法令、条例、他の規則等に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語に意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、助成金、補給金、奨励金、交付金その他これらに類するものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の種類、補助率等)

第4条 補助金等の種類、補助率等は、市長が別に定め、予算の範囲内で当該経費の一部を補助する。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定等

(補助金等の交付申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 工事の施行にあっては、その実施設計書、設計書及び施行位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の交付決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定(契約承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第7条 補助事業者等は、曾於市情報公開条例(平成17年曾於市条例第11号)第7条の規定に基づき、当該補助事業に係る文書の公開をしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、必要があるときは、条件を付するものとする。

(補助金等の交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に補助金等交付決定通知書(様式第4号)に

より通知するものとする。

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定を取り消すものとする。

(事業変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付の決定後、天災地変その他事情の変更により補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は遂行できなくなったとき(補助事業者等の責めに帰すべき事情によるものを除く。)は、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、別に定めるところにより補助金等を交付することができる。

3 第8条の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。

(変更等の承認)

第11条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容、補助対象経費その他申請に係る事項の変更をしようとするとき、又は当該補助事業等を中止若しくは廃止しようとするときは、補助金等変更申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

(1) 事業変更計画書(様式第6号)

(2) 収支変更予算書(様式第7号)

(3) 工事の施行にあっては、その変更に伴った設計書、設計図及び施行位置図

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により当該補助事業者等に通知するものとする。

(1) 当該変更により補助事業等の事業費に変更を生じている場合 補助金等変更交付決定通知書(様式第8号)

(2) 前号に掲げる変更以外の変更を生じている場合 補助金等事業計画変更承認通知書(様式第9号)

(工事の着手又は完成の報告)

第12条 工事を伴う補助事業等を行う補助事業者等は、当該工事に着手したとき、又は当該工事を完成したときは、工事着手(完成)報告書(様式第10号)により、その旨を市長に報告しなければならない。

(補助事業等の補助金交付決定前着手)

第13条 補助事業者等は、やむを得ない事情により補助金等の交付の決定前に事業に着手する必要があるときは、補助事業等事前着手承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助事業等事前着手承認通知書(様式第12号)により通知するものとする。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行)

第14条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(指示)

第15条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し必要な指示をすることができる。

2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、その理由及び補助事業等の遂行状況を記載した書類を速やかに市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、補助事業等実績報告書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支精算書(様式第14号)
- (2) 工事の施行にあっては、その工事竣工調書又は出来高検査調書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者等が補助金等の終局の受領者でない場合において、前項の報告をするときは、当該補助金等の終局の受領者が当該補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写しを補助事業等実績報告書に添えなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第17条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者等に補助金等確定通知書(様式第15号)により通知するものとする。ただし、実績による確定額で交付決定したものについては、補助金等確定通知書による通知は省略するものとする。

(是正措置)

第18条 市長は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業者等に対し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定により行う措置について準用する。

第4章 補助金等の請求等

(補助金等の交付の請求)

第19条 補助事業者等は、補助金等確定通知書を受領したときは、補助金等の交付の請求をすることができる。

2 補助金等の交付を請求しようとする補助事業者等は、請求書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

(補助金等の前払又は概算払)

第20条 補助金等の交付の決定を受けた補助事業者等について、補助金等の前払又は概算払を受ける必要がある補助事業者は、補助金等前金払(概算払)申請書(様式第16号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受領したときはその内容を審査し、補助金等の前金払又は概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金等の交付決定額の範囲において交付することを決定し、補助金を交付することができる。

3 前項の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

第5章 補助金等の返還等

(補助金等の交付の決定の取消し)

第21条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等をその目的以外に用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この規則又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) その他不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助事業等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第22条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第6章 雑則

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものについては、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要と認めて定めるもの

2 前項の規定は、補助金等の終局の受領者についても準用する。

(立入検査等)

第24条 市長は、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者等の実施状況を調査させ、若しくは帳簿、書類その他物件を調査させることができるものとする。

(書類の保存)

第25条 補助事業者等は、補助事業等の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の末吉町補助金交付要綱(昭和56年末吉町要綱第2号)又は財部町事業等補助金の交付手続き等に関する規則(昭和57年財部町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

曾於市長 様

団体名
代表者 住 所
氏 名



補助金等交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので曾於市補助金等交付規則第5条の規定により補助金の交付をくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

様式第2号(第5条関係)

事 業 計 画 書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業計画の内容

4 事業施行期間及び方法

(事業着手予定年月日 年 月 日)

(事業完了予定年月日 年 月 日)

5 事業費

6 その他参考となるべき事項

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

年度

収支予算書

収入の部

(単位 円)

項 目	本年度予算額	前年度予算現額	増減額	説 明
計				

支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算現額	増減額	説 明
計				
摘要				

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

曾於市長



補助金等交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度(補助金等の名称)については、下記のとおり交付します。

記

1 事業名

2 補助金等の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けて申請のあったとおりとする。

3 交付決定額 円

4 交付決定に付する条件

- (1) 補助金等の交付目的に従って使用すること。
- (2) 経費の収支を明確にした必要な帳簿及び書類を整理し、かつ、これを事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出すること。

様式第5号(第11条関係)

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

曾於市長 様

団体名
代表者 住 所
職 氏 名



補 助 金 等 変 更 申 請 書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった補助事業等を下記のとおり変更したいので、承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業変更の理由
- 3 事業変更の内容 別記事業変更計画書のとおり
- 4 収支変更予算書 別紙のとおり
- 5 その他の添付書類

様式第6号(第11条関係)

事業変更計画書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業計画の内容
(変更前)

(変更後)

4 事業施行期間及び方法
(変更前)

(事業着手予定年月日 年 月 日)

(事業完了予定年月日 年 月 日)

(変更後)

(事業着手予定年月日 年 月 日)

(事業完了予定年月日 年 月 日)

5 事業費
(変更前)

(変更後)

6 変更理由

様式第7号(第11条関係)

様式第7号(第11条関係)

年度

収支変更予算書

収入の部

(単位 円)

項 目	当 初 予 算 額	変 更 額	計	説 明
計				

支出の部

項 目	当 初 予 算 額	変 更 額	計	説 明
計				
摘 要				

様式第8号(第11条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

曾於市長



補助金等変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金等の変更については、申請のとおり承認し、補助金等の額は下記のとおり変更決定します。

記

1 事業名

2 補助事業費 金 円

3 交付決定額 金 円

注 補助事業費及び交付決定額は、それぞれ二段書きとし、変更後を下段に、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第9号(第11条関係)

様式第9号(第11条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

曾於市長



補助金等事業計画変更承認通知書

年 月 日付け申請のあった補助金等の変更については、申請のとおりこれを承認します。

様式第10号(第12条関係)

様式第10号(第12条関係)

年 月 日

曾於市長 様

団体名
代表者 住 所
職 氏 名



工 事 着 手(完 成)報 告 書

年度事業等の工事を下記のとおり着手(完成)しましたので報告します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定 年 月 日指令 第 号
- 3 着 手 年 月 日
- 4 完成(予定) 年 月 日
- 5 事業実施箇所
- 6 施行方法
- 7 事業量
- 8 事業費

様式第11号(第13条関係)

様式第11号(第13条関係)

年 月 日

曾於市長 様

団体名
代表者 住 所
職 氏 名



補助事業等事前着手承認申請書

年度において下記理由により事業を早期に実施したいので承認くださるよう申請します。

記

1 事業名

2 事前着手の理由

3 事業箇所

4 事業費

5 事業概要

6 着手予定年月日 年 月 日

7 完成予定年月日 年 月 日

様式第12号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

曾於市長



補助事業等事前着手承認通知書

年 月 日付けにより申請のあった事業は、下記の条件を付して申請のとおり着手されることを承認します。

記

1 事業名

2 条件

- (1) 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- (2) 事前施行であっても関係法令、規則等を遵守すること。

様式第13号(第16条関係)

様式第13号(第16条関係)

年 月 日

曾於市長 様

団体名
代表者 住 所
職 氏 名



補助事業等実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業量
- 3 事業費
- 4 事業完了年月日
- 5 添付書類

下記のとおり実績報告書に対する検査を完了しました

年 月 日

検査員 職 氏名
立会人 職 氏名



検査所見

※ 検査欄は、市役所で記入します。

様式第14号(第16条関係)

様式第14号(第16条関係)

年度

収支精算書

収入の部

(単位 円)

項 目	予 算 現 額	収 入 済 額	増 減 額	説 明
計				

支出の部

項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	増 減 額	説 明
計				
摘要				

様式第15号(第17条関係)

様式第15号(第17条関係)

第 号
年 月 日

様

曾於市長

印

補助金等確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助金等については、下記のとおり確定しましたので、曾於市補助金等交付規則第17条の規定に基づき通知します。

記

1 事業名

2 補助金確定額 金 円

様式第16号(第20条関係)

様式第16号(第20条関係)

年 月 日

曾於市長 様

団体名
代表者 住 所
職 氏 名



補助金等前金払(概算払)申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった補助金等を下記のとおり前金払(概算払)くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 前金払(概算払)を必要とする理由
- 3 前金払(概算払)申請額 金 円

事業費	交付決定額	前金払(概算払)受領済額	前金払(概算払)申請額	残 額